

公益財団法人 三徳庵 会員規則

<目的>

第1条 この規則は、公益財団法人三徳庵の活動を後援する個人及び法人のために、会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。
三徳庵の活動とは、日本特有の伝統文化である茶道を保存、伝承し、茶道の実技や茶道文化研究の成果に触れることができる環境や機会を創出することを通じて、日本の茶道文化の振興と発展に寄与することである。

<会員>

第2条 会員は、正会員、準会員、一般会員、維持会員及び名誉会員をもって組織する。

第3条 会員の構成

正会員	大日本茶道学会の定める中伝以上の許状取得者。
準会員	許状取得の如何に関わらず、大日本茶道学会茶道を学んでいる個人。
一般会員	正会員、準会員の資格を持たず、公益財団法人三徳庵の事業趣旨に賛同する個人。
維持会員	公益財団法人三徳庵の事業趣旨に賛同し、当財団の事業を支援する個人及び法人。(正会員、準会員の資格を持つ個人においても、維持会員に移行することができる。)
名誉会員	長きに亘り大日本茶道学会茶道の普及に努め、公益財団法人三徳庵の発展に対し、特に功績のあった会員で、理事長が認めた個人。

<会員への便宜など>

第4条 公益財団法人三徳庵は会員に対し次のことを行う。

- (1) 正会員及び維持会員には年間手帳を無償で発行する。
- (2) 季刊広報誌『えんじゅ』を無償で配布する。
- (3) 当財団が実施する事業に、会員優先予約日を設ける。
- (4) 当財団が実施する事業に関し会員価格を設定する。
- (5) その他当財団が主催する以外の茶会等の情報を提供する。
- (6) 会員に対するその他の便宜等は理事会において決定する。

<会費>

第5条 会費は次の通りとする。

正会員	年額	3,000円
準会員	年額	2,500円
一般会員	年額	2,000円
維持会員	年額（一口）	個人 5,000円 法人 30,000円
名誉会員	会費免除	

2. 会費の納入は、銀行口座からの自動引き落としを原則とし、自動引き落としは4月27日に引き落とす（4月27日が土曜・休・祝日の場合は翌営業日）。ただし、振り込み手数料は、当財団が負担する。
3. 会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、残りを法人会計に充当する。

<有効期限>

第6条 会計年度は4月1日から翌年3月末日とし、会員資格の有効期間は会費納入のあった年度末までとする。途中入会の場合もこれに従う。

<入退会・資格の喪失>

第7条 正会員・準会員・一般会員・維持会員への入会手続きは、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を経て、会費が納入された時をもって会員の資格を得たものとする。

2. 会員が退会を希望する場合は、所定の退会届用紙を提出の上、任意に退会できる。ただし、翌年度からの退会を希望する場合は、2月末日迄に退会届を提出する。期日迄に提出のない場合は、翌年度も会員資格は自動更新され会費を納入するものとする。
会員が死亡した時は、近親者からの連絡を基に、死亡日をもって退会したものとみなす。
3. 会員として当財団、及び他会員の体面及び名誉を著しく傷つけた場合は、理事長の任命する会員資格審査会により、除名することができる。
4. 自発的な退会、及び死亡、除名により会員資格を喪失した場合、いかなる理由であっても既納の会費は返還しない。

<休会・資格の復権>

第8条 正会員、準会員が休会を希望するときは、休会届を提出して、休会手続きを行う。休会中は会員としての便宜を受けることはできない。

2月末日迄に休会手続き届けが提出されない場合は、翌年度も会費を納入するものとする。休会后、新たに手続きを行うことで、会員の便宜を再び受けることができる。

<規則の改正>

第9条 規則改正は、公益財団法人三徳庵理事会及び評議員会での承認を必要とする。

附 則

1 この改正は、平成24年10月1日から施行する。

2 運用に当たっては、必要に応じて別途細則を定めることとする。